

# 令和3年度 日田市の申請書等における性別記載欄の見直し結果について

令和4年7月19日

「性の多様性」への理解が求められるなか、申請書等の提出（記入）において性別の選択に抵抗感のある方などへの配慮を目的として、日田市では令和2年度に申請書等の様式の見直しに取り組みました。結果として、93件の様式において「性別記載欄」を削除しましたが、その後も引き続き進捗管理を行うとしていたことから、令和3年度も同様の調査を行ったものです。

## 1. 調査概要

市が提出を求める申請書等の様式について、法令上の根拠（※1）又は業務上の必要性（※2）がある場合を除き、性別記載欄を削除するという方針のもと、性別記載欄の見直しを行う。

※1…法律や省令、国県の規則等に定めがある等のため、市の裁量では様式の見直しができないもの

※2…集計結果の公表や目標数値の検証等、性別情報の利用に明確な必要性があるもの

## 2. 調査対象部局及び対象様式

【対象部局】全庁・行政部局（各課、局、室、所）・会計課・教育庁、議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局・農業委員会事務局・上下水道局

【対象様式】性別記載欄のある申請書、通知書、アンケート、証明書、届出書、名簿等のうち法令・条例及び規則、要綱等に基づく様式及び課独自の様式

## 3. 調査結果

令和2年度の調査以降、性別記載欄が残る様式は163件でした。

見直しを進めた結果、5件の様式において性別記載欄を削除しましたが、削除できなかった様式は158件で、その内訳は、①法令上の根拠によるものが81件 ②業務上の必要性によるもの77件となっています。（この158件については現状では削除困難なものとなっています。）

## 4. 今後の対応

今回削除できなかった様式も含め、今後も適宜性別記載欄見直しの進捗管理を行います。

また、新たに作成される様式については、性別記載欄の設定に対する慎重な取り扱いを各部署に要請します。

問い合わせ先  
人権・部落差別解消推進課  
啓発推進係  
電話 22-8017